

低所得世帯向け給付金 および 定額減税調整給付金 の手続きのご案内

健康福祉課生活支援係 ☎ 251115

市では低所得世帯向け給付金と定額減税調整給付金を支給します。給付金を受け取るためには期限までに手続きなどが必要です。

給付金の概要(対象者など)は、広報とば令和6年7月号8ページや市ホームページなどを確認してください。

A・低所得世帯向け給付金 (令和5年度に低所得世帯向け給付金の対象となっていた世帯は対象外) 要手続

【受給する方法】

- 対象と思われる世帯には、確認書を令和6年7月19日に発送しています。
確認書が届いたかたは、内容を確認していただき必要事項を記入し必要書類を確認のうえ、10月31日(木)(当日消印有効)までに返送してください。
 - DV等避難者や令和6年1月2日以降に鳥羽市に転入しているかたを含む世帯などは、申請が必要な場合があります。対象であると思われるのに確認書が届かない場合には、生活支援係まで問い合わせてください。申請書に必要書類を添えて、8月1日(木)から10月31日(木)(当日消印有効)までに提出してください。
- ※基準日(令和6年6月3日)以降に出生の届け出をされた子を含む世帯は、子ども1人につき5万円の追加給付があります。確認書の返送とは別に申請が必要です。

【申請書配布場所】

保健福祉センターひだまり、または市ホームページからダウンロードできます
(郵送を希望される場合は生活支援係まで問い合わせてください)。



B・定額減税調整給付金 手続期間 要確認

【受給する方法】

- 対象と思われるかたには、支給通知または確認書を令和6年8月下旬に発送予定です。
対象者によって手続き方法や期限が異なります。案内文書が届いたかたは必ず内容を確認してください。
- 支給通知が届いたかた(鳥羽市で過去の給付金などで給付金の振込先口座の情報があるかた)
支給通知の内容を確認していただき、振込口座の変更や受給を拒否する場合は、9月13日(金)までに申出が必要です。内容に変更がない場合、手続きは不要です。
- 確認書が届いたかた(鳥羽市で給付金の振込先口座の情報がないかた)
確認書の内容を確認していただき、必要事項を記入し必要書類を添えて、10月31日(木)(当日消印有効)までに返送してください。

令和6年1月2日以降に鳥羽市に転入されたかたは、令和6年1月1日時点住所地の市区町村の給付金にかかる情報を確認してください。



注意! ・給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」に注意してください。職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。
・虚偽の内容により給付金の手続きをした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

【各給付金の問い合わせ先】

鳥羽市給付金コールセンター ☎ 0120-210-617(通話料無料)
受付時間: 午前8時30分~午後8時(土曜・日曜日、祝日も開設)



新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置
(内閣官房ホームページ)



定額減税・各種給付の詳細
(内閣官房ホームページ)